

市長への手紙等の公表

1. 受付年月日 令和5年4月12日

2. 件名 第三子以降給食費無償化について

3. 意見・要望等の要旨

多子世帯、第三子以降の給食費の無償化について、東金市では実施していないのか

4. 回答要旨

第三子以降の学校給食費無償化制度については、本市におきましても令和5年4月より実施しております。

該当要件があり、令和5年4月1日時点で以下の①から④をすべて満たしている保護者が無償化の対象となります。

① 平成17（2005）年4月2日から平成29（2017）年4月1日までに生まれた子を3人以上扶養している。

② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が公立小学校・中学校（県立学校を除く。）で給食の提供を受けている。

③ 生活保護・就学援助制度等（就学奨励費を除く。）で学校給食費の支援を受けていない。

④ 学校給食費等、学納金の滞納が無い。

なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。申請制のため、対象であっても申請がなければ無償化されません。

該当するようであれば、申請書が市ホームページ、学校及び市教育委員会にございますので、ご利用ください。

5. 担当課

学校教育課